

【がん患者会活動サロン・ひだまり使用規程】

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人国立病院機構施設管理細則第12条の規定に基づき、北海道がんセンター内の患者団体専用室（以下「がん患者会活動サロン・ひだまり」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 「がん患者会活動サロン・ひだまり」の管理は、管理課が行う。

(使用許可の範囲)

第3条 「がん患者会活動サロン・ひだまり」を使用できる者は、次に掲げるものとする。なお、公共の施設であることから営利目的、政治・宗教目的での利用はできないものとする。

- ①当院が承認した、がん支援活動をする「がん患者団体」
- ②その他院長が特に許可した者

(使用時間等の制限)

第4条

- ①「がん患者会活動サロン・ひだまり」の使用時間は原則として8時30分から17時15分までとし、2時間を1単位とし、午前1単位、午後2単位とする。
- ②がん支援活動の内容により、あらかじめ使用時間の延長が許可されたものについてはこの限りではない。
- ③定期的な使用を希望できる日は、土曜、日曜以外の日とする。

(使用手続き)

第5条

- ①第3条に掲げる者が「がん患者会活動サロン・ひだまり」の使用を希望するときは、使用申請書（様式1）をがん相談支援情報室に提出し、院長の承認・許可書（様式2）を得なければならない。
- ②使用申請は、原則として使用予定日の3か月前から1週間前までの間に行うこととする。
- ③院長は、利用申請の内容を確認し、支障がなければ利用を承認し、当該団体にその旨を通知する。

(使用料の免除)

第6条 「がん患者会活動サロン・ひだまり」の使用料は免除する。（電気、ガス、水道料金を含む）ただし、その他経費については使用者が負担するものとする。

(使用の取り消し)

第7条 使用許可後、これを取り消し、または、変更しようとするときは、その都度すみやかにがん相談支援情報室に申し出ることとする。

(鍵の受け渡し)

第8条 「がん患者会活動サロン・ひだまり」の鍵は、平日はがん相談支援情報室、土曜・

日曜・祝日は事務当直室（救急玄関入口）から受け取り、使用が終了したら返還することとする。

（使用者の心得）

第 9 条 使用者はこの規程に定めるもののほかに、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- ①火災予防に万全を期すこと。
- ②電気、ガス、水道の節約に努めること。
- ③室内設備の備品等は、丁度に取り扱い、使用後は必ず整理整頓すること。
- ④備品の持ち込みは許可を受けること。

附則

この規程は平成 19 年 8 月 18 日から施行する。

この規程は平成 30 年 2 月 16 日に改定し、同日より施行する。